

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月6日から同年10月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格の喪失日に係る記録を41年10月26日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を、1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付した義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月6日から同年11月1日まで

A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録については、これまで数回社会保険事務所（当時）に問い合わせし、いずれの問い合わせにおいても被保険者記録は無いとの回答であったが、今回のねんきん特別便で初めて同社の厚生年金保険の被保険者記録が判明したとの回答を得た。

しかし、入社した時、申立事業所に勤務しているころは冷房が効いていたこと及び退社するころは、寒い中を自転車で通勤したことを記憶しているにもかかわらず、同社の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和41年8月1日から同年8月6日までの5日間という回答であった。

厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和41年8月6日と記録されていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所における業務内容に係る具体的な記憶があること、社長の妻の出産など同社に勤務していなければ知り得ないことについて申立人及び複数の同僚に共通の記憶があることから判断すると、申立期間のうち、少なくとも昭和41年8月6日から同年10月25日までの期間については同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、当該期

間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した同僚7人へ照会したところ、回答のあった6人から、「A事業所では、アルバイトとして勤務していた従業員を除き、従業員全員の給与から厚生年金保険料を控除しており、厚生年金保険被保険者の資格を喪失するなど、勤務期間中に厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除等の状況が変わることはなかった。」との供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和41年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和41年10月26日から同年11月1日までの期間については、申立人は「A事業所の社長の奥さんが出産したので、従業員でお祝いを出し合ったことを記憶している。41年\*月\*日に社長の奥さんの子が産まれたのであれば、一般的に、出産から30日間ぐらいを経過して行うとされている内祝いを受け取った後に退職したので、同年10月末までの期間において勤務していたと思う。」と主張しているものの、同僚から申立人が当該期間について、継続して勤務していたことを確認できる供述が得られない上、同社は当該期間当時の資料を既に廃棄していることから、申立人が当該期間について継続して勤務していたことを確認することができず、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等についても、申立人の主張を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、当該期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA有限会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和40年7月21日に、資格の喪失日に係る記録を42年7月1日とし、申立期間にかかる標準報酬月額を、40年7月から41年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から42年6月までの期間は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月21日から42年7月1日まで

私は、A有限会社B営業所に昭和40年7月ごろ事務職として入社し、44年11月にA株式会社C営業所を退職するまでの期間において、継続して正社員として勤務した。

私の元夫がA有限会社に入社し、私の元夫の健康保険の被扶養者と認定された昭和42年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料は控除されていたはずなので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA有限会社に係る雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が「A有限会社では従業員全員が、正社員として勤務しており、申立人もほかの従業員と同様の勤務形態であった。同社に試用期間等は無く厚生年金保険には入社後すぐに加入していたはずだ。」と供述しており、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時、A有限会社には50人ぐらいの従業員が勤務していたと供述しているところ、

同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる被保険者数は 54 人であり、従業員数と被保険者数がおおむね一致していることから判断すると、同社では、当時ほぼすべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

さらに、申立人は、「私の元夫が A 有限会社に入社した昭和 42 年 7 月 1 日から、私の元夫の健康保険の被扶養者として認定を受けた。」と述べているところ、申立人の元夫の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、昭和 42 年 7 月 1 日付けで、申立人が申立人の元夫の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 40 年 7 月 21 日から 42 年 7 月 1 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事したとする同僚の A 有限会社に係る昭和 41 年 2 月から 42 年 6 月までの期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から判断すると、40 年 7 月から 41 年 9 月までの期間を 1 万 6,000 円、同年 10 月から 42 年 6 月までの期間は 2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 7 月から 42 年 6 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月1日から同年11月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における資格取得日に係る記録を43年8月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月30日とし、当該期間に係る標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月1日から43年11月30日まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

A事業所で昭和42年4月ごろから一緒に勤務していた小学校及び中学校の同級生と厚生年金保険についての話をした際、当該同級生はA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることを知った。一緒に勤務していた同級生は厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、私は申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が記憶する複数の同僚の名前が確認でき、当該同僚の一人は「申立人に誘われてA事業所で一緒に勤務した。私がA事業所を辞める時、申立人はまだ勤務していたと思う。」と述べていることから判断すると、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことが認められる。

2 申立期間のうち、昭和43年8月1日から同年11月30日までの期間について、小学校及び中学校において申立人と同級であり、同事業所

と一緒に勤務したとする同僚は、「A事業所は、B事業所の下請けとしてC関連器具の製作業務に従事していた。申立人と私は勤務形態が同一であった。」と述べているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚の43年8月1日から同年11月30日までの期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月1日から同年11月30日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人と同年齢の同僚の昭和43年8月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は所在不明であることから、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年8月1日から同年11月30日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、昭和42年4月1日から43年7月31日までの期間について、事業所別被保険者名簿から、同製作所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和43年8月1日であることが確認できることから、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚はいずれも、当該期間において勤務していたと供述しているものの、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない上、厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることもできない。

さらに、事業所別被保険者名簿からA事業所は昭和43年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は所在不明であることから、当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 山口国民年金 事案 569 (事案 385 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から52年3月まで

当初の申立てに対する決定通知を受け取った後、国民年金の加入手続及び保険料納付について、再度、当時の記憶を思い起こすなどしたが、当初の申立てどおり、申立期間、A市において私の母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したことは間違いないので、保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月3日にB市から払い出されており、同年3月に住民票を移動する前のA市から別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月22日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の申立てと同様にA市において申立人の母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、これらの事実を確認できる新たな関連資料等はなく、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山口国民年金 事案 570 (事案 386 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から53年2月まで

当初の申立てに対する決定通知を受け取った後、国民年金の加入手続及び保険料納付について、再度、当時の記憶を思い起こすなどしたが、当初の申立てどおり、申立期間、A市において私の母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したことは間違いないので、保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入している申立人の弟と連番で払い出されていることから、昭和53年3月にA市から払い出されたと推測されるが、申立人の弟も申立期間は未加入期間となっているところ、申立人は54年6月まで同市から住民票を移動させておらず、同市から別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月22日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の申立てと同様にA市において、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、これらの事実を確認できる新たな関連資料等はなく、そのほかに委員会の当初の決定を

変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山口国民年金 事案 571 (事案 384 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から53年2月まで  
当初の申立てに対する決定通知を受け取った後、国民年金の加入手続及び保険料納付について、再度、当時の記憶を思い起こすなどしたが、当初の申立てどおり、申立期間、A市において私の母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したことは間違いないので、保険料を納付したことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立期間は未加入期間となっているが、申立人が所持する国民年金手帳に記載の資格記録(任意加入した資格取得時期)は、これと一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その兄(次男)と連番で昭和53年3月にA市から払い出されたと推測され、申立人の兄(次男)も申立期間は未加入期間となっているところ、申立人は55年11月まで同市から住民票を移動させておらず、同市から別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月22日付けで、年金記訂の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の申立てと同様にA市において申立人の母が国民

年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、これらの事実を確認できる新たな関連資料等はなく、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山口厚生年金 事案 766 (事案 113 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月から 41 年 12 月まで

私は、昭和 36 年 2 月から 41 年 12 月までの期間において株式会社 A が経営する B 店、C 店及び D 店で料理人として勤務した。申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。

B 店、C 店及び D 店には、合わせて 60 人くらい従業員が勤務しており、社員旅行及び演芸大会も催されていた。E 市内に社員寮もあり、私が寮長をしていて、10 人くらい入居者がいたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

私の妹は、株式会社 A に事務員として採用されたが、今回、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることが判明した。事務員には厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、一方料理人として 6 年間くらい勤務した私や、私以上に長く勤務した同僚に厚生年金保険の被保険者記録が無いことについて納得できないので再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 A において、雇用保険の被保険者記録があることから、同社に勤務していたことは推認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の氏名は確認できない上、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料は無く、同僚等からも供述を得ることができないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 22 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立事業所では事務員のみ厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方、料理人等には厚生年金保険の被保険者記録が確認できないのは納得できないとして再申立てを行っており、申立人の妹について、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間の一部を含む昭和42年2月15日から42年3月30日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、複数の同僚は、「申立期間当時、株式会社Aでは、料理人など飲食関係の業務に従事していた従業員は、入社してもすぐに辞める者が多かったことから、会社の方針として健康保険及び厚生年金保険の加入は原則としてさせていなかった。事務員等一部の者が健康保険及び厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

また、複数の同僚は、申立期間当時、株式会社Aでは60人くらいの従業員が勤務していたと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立期間当時の被保険者は20人くらいであることが確認できることから判断すると、当時、同社では必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえ、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。